



# 国民健康保険と後期高齢者医療制度

## 保険証と保険料納入通知書を 発送します

### 新しい保険証を発送します

8月1日から有効となる国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険証を7月中に届くよう、順次発送します。簡易書留郵便で送るため、留守の場合は不在票が投函されます。保険証が届いたら、記載されている住所、氏名を確認し、誤りがある場合は国保年金課へご連絡ください。  
●28年8月～29年7月に75歳になる人 国民健康保険の保険証の有効期限は誕生日の前日です。75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者となり、新しい保険証が交付されます。

### 保険料納入通知書を発送します

7月中旬に保険料納入通知書を発送します。国民健康保険は世帯ごとに、後期高齢者医療制度は個人に通知します。保険料の納期限は、国民健康保険が7月～翌年3月の、後期高齢者医

療制度は7月～翌年2月の毎月末日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。保険料は、前年の所得に基づいて計算されます。市県民税などの申告が遅れたり、未申告だった人が申告をしたり、世帯の中で加入者が増減したりすると、年度の途中で保険料額が変わることもあります。



### 28年度から国民健康保険料の賦課限度額が変わりました

国民健康保険の被保険者間の保険料負担の公平を図るため医療給付費分と後期高齢者支援金分の賦課限度額がそれぞれ2万円引き上げられました。

新しい限度額は、医療給付費が年54万円、後期高齢者支援金が年19万円です。介護納付金の

賦課限度額は年16万円です。

### 後期高齢者医療制度の保険料が28年度から変わりました

一人当たりの医療費が今まで以上に増加することなどが見込まれるため28年度から後期高齢者医療制度の保険料が増額されることになりました。

#### ■後期高齢者医療制度の保険料の変更

	27年度	28・29年度	
所得割率	7.43%	7.93%	個人の所得に応じて計算
均等割額	3万8,700円	4万400円	被保険者全員が平等に負担する額
賦課限度額	57万円	57万円	

$$\text{年額保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

(前年所得の7.93%) (4万400円)

#### ■国民健康保険料の軽減 (均等割と平等割)

軽減割合	世帯の前年の総所得金額
7割	33万円以下
5割	33万円 + (26万5,000円 × 被保険者数) 以下
2割	33万円 + (48万円 × 被保険者数) 以下

※軽減を判定する所得金額は、所得割額の計算に使う所得とは一部異なります  
※世帯主の所得は、国民健康保険に加入していない場合でも加算します

#### ■国民健康保険料の軽減 (所得割)

対象	倒産・解雇または雇止めなどにより離職した人で、離職時65歳未満の人
軽減内容	対象者の給与所得を30/100で計算
期間	離職日の翌日から翌年度末まで

※失業給付を受けている人が対象で、雇用保険受給資格者証の離職コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34の人です

※給与以外の所得は軽減の対象外です

※軽減を受けるには申請が必要です。雇用保険受給資格者証を持って国保年金課へ

#### ■後期高齢者医療制度の軽減 (均等割)

軽減割合	軽減後の均等割額	【軽減の基準】 世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得額等の合計額が次の金額以下であること
9割	4,040円	33万円以下 被保険者全員の所得が0円(控除額80万円として)
8.5割	6,060円	33万円以下
5割	2万200円	33万円 + (26万5,000円 × 被保険者数) 以下
2割	3万2,320円	33万円 + (48万円 × 被保険者数) 以下

※退職所得は含みません

※軽減を判定する所得金額は、所得割額の計算に使う所得とは一部異なります

#### ■後期高齢者医療制度の軽減 (所得割)

軽減割合	軽減の基準
5割	賦課のもととなる前年の所得金額が58万円以下

※年金収入のみの人の場合、年金収入額が211万円以下の人が該当します

### ペットボトルは、水ですすいで軽くつぶしてから出しましょう

夏場は、ペットボトル飲料が多く消費される時期です。使用後のペットボトルは、①キャップとラベルを外し、②水ですすいで、③軽くつぶしてから集積場所

の青い網袋に入れてください。また、レジ袋などに入れたままで出さずに、直接網袋の中に入れてください。

※現在清掃センター3号焼却炉は改修工事中のため、外部焼却処理を行っています。ごみの適正な分別・減量に、より一層のご協力をお願いいたします。

7月の資源物・ごみ収集日	朝8時30分までに集積場所へ。不燃ごみは休日と重なった場合も収集															
	コース	該当地域	指定袋使用			資源物				コース	該当地域	不燃ごみ	有害ごみ	可燃ごみ	びびり類	紙布類
			不燃ごみ	有害ごみ	可燃ごみ	びびり類	紙布類									
平日9時～16時30分(祝日を除く)	1	大和田(成田街道南側)、萱田町(成田街道南側)、村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側)、大和田新田(県道幕張八千代線より東側)、高津(県道幕張八千代線より東側)	5 第1火	19 第3火	月・水・金 18日は収集あり	木	土	9	菅田町・菅田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、村上(成田街道北側で新川西側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	7 第1木	21 第3木	月・水・金 18日は収集あり	火	土	◆お問い合わせは、クリーン推進課(483)1151または清掃センター(483)4521へ	
		2	8千代台北	12 第2火	26 第4火	月・水・金 18日は収集あり	木	土	10	高津(県道幕張八千代線より西側)、高津東、大和田新田(100・200番台の成田街道南側かつ、県道幕張八千代線より西側)	14 第2木	28 第4木	火・木・土 18日は収集あり	水		
	3	8千代台西、8千代台南	19 第3火	5 第1火	11				高津団地、大和田新田(1～99番地の成田街道南側)	21 第3木	7 第1木					
	4	8千代台東	26 第4火	12 第2火	火・木・土 18日は休み	金	月	12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目	28 第4木	14 第2木	火・木・土 18日は休み	水			
	5	上高野	6 第1水	20 第3水				13	勝田台	1 第1金	15 第3金					
	6	村上団地	13 第2水	27 第4水	火・木・土 18日は休み	金	月	14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3～8丁目、麦丸、菅田町(500番台を除く東葉高速線北側)、菅田(東葉高速線北側)	8 第2金	22 第4金	火・木・土 18日は休み	水			
	7	村上(新川の東側)、下市場、村上南、勝田台北	20 第3水	6 第1水				15	大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、萱田町(500番台の東葉高速線北側)	15 第3金	1 第1金					
	8	神野、下高野、堀ノ内、保品、米本団地、米本	27 第4水	13 第2水	火・木・土 18日は休み	金	月	16	大学町、真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納	22 第4金	8 第2金	火・木・土 18日は休み	水			